平成２７年（フ）第９４２２号
東京都世田谷区三宿２―17―15　コーポＹＴＹ１階３号室、住民票上の住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津4720
債務者　梶原　涼平
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０８号
東京都大田区西六郷１丁目17―13―206
債務者　北岡　駿英
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２号
東京都町田市旭町２丁目８番16号ときわ荘101
債務者　山岡　千里
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６６９号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目５番32号　ライオンズマンション鎌倉104号
債務者　小島オカこと　イ　ワヤン　オカ　アルタ　ウィジャヤ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０４号
神奈川県大和市草柳２丁目９番地19
債務者　新垣　盛栄
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７９号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目12番48号
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１２号
神奈川県大和市福田５丁目２番地10
債務者　川合　　進
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２６号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎７号棟903号室
債務者　江田　荘一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２７号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎７号棟903号室
債務者　江田記奴子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５５号
静岡県焼津市宗高368番地の１　３号棟202号
債務者　石川　雅子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
熊本県山鹿市南島1256番地
債務者　井上　藤子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
岩手県宮古市近内１丁目５番３号
債務者　小瀬川カノ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後２時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第１０９５４号
東京都杉並区高円寺南２丁目33―34―205
債務者　大日方亮一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０８３号
東京都練馬区関町南１丁目７―39―101
債務者　薄ケ谷健二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６号
熊本県阿蘇郡小国町大字西里3300番地
債務者　松本　啓二
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１０３３号
東京都小平市小川西町２丁目４番506号
債務者　白石　庸子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部